	歯科診療所		68,940施設	
		有床診療所	27施設	
		無床診療所	68,913施設	
歯科技工所			20,906施設	平成28年12月末日時点
あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所			88,436施設	
柔道整復の施術所			48,024施設	
訪問看護ステーション			9,648施設	平成30年２月時点
助産所			2,872施設	平成29年３月末日時点

３　経営の特徴

医療等サービス（病院、診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所等の各施設において提供されるサービスをいう。以下同じ。）は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとっては重要である。ただ、病床を有する医療機関においては、夜間勤務や宿日直勤務に対応する医療等従事者（医療等サービスに従事する者をいう。以下同じ。）の配置が必要となること等に伴い、医療等従事者の勤務環境について医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第２　経営力向上の実施方法に関する事項

１　支援対象

医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第十項第九号に掲げるものを除く。）により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

２　経営力向上に係る指標

多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ＩＣＴの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

	歯科診療所		68,592施設	
		有床診療所	32施設	
		無床診療所	68,560施設	
歯科技工所			20,166施設	平成26年12月末日時点
あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所			85,260施設	
柔道整復の施術所			45,572施設	
訪問看護ステーション			7,583施設	
助産所			2,822施設	平成27年３月末日時点

３　経営の特徴

医療等サービス（病院、診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所、看護業の事業所の各施設において提供されるサービスをいう。以下同じ。）は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとっては重要である。ただ、病床を有する医療機関においては、夜間勤務や宿日直勤務に対応する医療等従事者（医療等サービスに従事する者をいう。以下同じ。）の配置が必要となること等に伴い、医療等従事者の勤務環境について医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第２　経営力向上に関する目標

（新設）

（新設）

多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ＩＣＴの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。